

LGBT法連合会のアンケートに対する回答

宮城3区 吉田 剛

問1

1、LGBTの課題として、既に含まれている。

問2

1、その人を尊重し応援したいと思う。

問3

①性的志向・性自任と、LGBT当事者の直面する困難について、広く社会に教育・啓発を行う

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<補足等、自由回答の参考例>

LGBT、SOGI についての施策がある程度前進し、社会的な認知が広がってきたとはいえ、当事者がかかえる困難は依然として大きなものがあります。

②学校教育において、多様な性を学習することを通じて、LGBTへのいじめ・差別を防止する

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<自由回答の参考例>

性的マイノリティに属することに気が付くのは小中学校在学中が多いので、ありのままの自分を肯定的に受け止めることができるようにし、LGBTへのいじめ・差別をなくするうえで、学校教育における対応を改めることは重要だと考えています。

③国・自治体の各レベルで、LGBTの困難解決に向けた基本計画を策定し実施する。

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<自由回答の参考例>

日本共産党が当時の野党4党と共同で2016年5月27日、衆議院に提出した、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」(案)に、国と自治体の基本計画を策定するという規定を盛り込んでいます。

④学校・職場におけるLGBTへのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立する

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<自由回答の参考例>

「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」(案)に、性的指向や性自認を理由とする差別について、行政機関や事業者における「差別的取扱いの禁止」を定め、職場や学校などでの差別を解消する方策を盛り込み、実効性確保のために主務大臣が指導や勧告などをおこなうとしています。

⑤困難を抱くLGBTに対する相談・支援の仕組みを学校・職場などに整備する

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<自由回答の参考例>

「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」(案)で、関係機関による性的指向・性自認差別解消等支援地域協議会を組織し、相談・支援にあたることを提案しています。

⑥LGBTに対する差別や不利益な取り扱いを防止・禁止する法律やルールを制定する。

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<自由回答の参考例>

衆議院に提出していた、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」(案)が解散により廃案になったので、再提案します。

⑦施設・職場・学校等にて、LGBTに配慮したサービスや施設面での対応を推進する。

法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである

<自由回答の参考例>

「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律」(案)は、事業者対応指針、利用者対応指針、学校長等実施指針を定めること、またそこに盛り込まれる事項について、当該事業者、利用者又は学校長等に対し報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる仕組みを設けています。

つまり、行政の責任で推進する仕組みをつくるということです。